

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年10月29日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 清 水 俊 雄

石巻市監査委員 奥 山 浩 幸

- 1 監査対象団体 株式会社街づくりまんぼう
- 2 監査対象施設 石ノ森萬画館（所管課：石巻市産業部観光政策課）
- 3 監 査 期 間 令和6年8月22日から令和6年10月29日まで
- 4 監査対象範囲 令和5年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監 査 結 果 令和5年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。

なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。